３　林業現場指導研修　・・・・・ 助成事業

環境に配慮した林業の実践や、高性能林業機械を使用した作業システムなど、研修終了者が持つ知識技能を地域に定着・普及させるため、自主的な現場研修の実施を支援します。

（１）職場内研修の対象となる方

研修実施地域の参加を希望する林業作業員

（２）申込みできる方

自ら研修を実施する認定事業主

○**認定事業主**とは

この認定制度は、雇用管理の改善と事業の合理化に取り組む意欲と能力のある林業事業主を支援するために、平成８年に成立した「林業労働力の確保の促進に関する法律」によって設けられました。

（３）補助率

定　額（研修講師１時間あたり５，０００円。ただし２時間を限度とします。）

（４）研修の教程

教　程	内　　容
学科、実習	國、道の研修を受講した、林業技術や林業労働安全衛生等の研修実施に必要な一定の知見を持つ者を講師とする。 ＜例＞ 環境に配慮した林業の実践（伐採時の注意点など） 林業機械のメンテナンスの実施 危険予知ミーティグの進め方 現場のコスト管理の考え方　　など

（５）申込み方法

随時受付

（＊助成申請書【別記様式第６号】により支援センターにお申込みしてください。）